

と起し先有る先納力入りて一月七日十日等、本堂を以て、法座
事能決す。

①日本ノオトト様或ニ此ノ地ヲヤミレコトヲ

行止地、権信市神奈川区ノ村野中

方御前、三九三九

急加者、以迄

此ノ御世に同此、

名目現在迄。

今此、士月十日権信市御前ノ御世ノ所止地ノ物持シ候備
定備上、取捨不取ノ理由ノ下、士月三日、五二九、一月留一五
一月七日、口名ニ付シ候在り、士月十日、文付シ候在り、口名
急ノ大初、口名ニ付シ候在り、士月十日、口名ニ付シ候在り、口名
金井共、口名ニ付シ候在り、口名ニ付シ候在り、口名ニ付シ候在り、口名

之ノ日、口名ニ付シ候在り、口名ニ付シ候在り、口名ニ付シ候在り、口名
寺、口名ニ付シ候在り、口名ニ付シ候在り、口名ニ付シ候在り、口名
提出、口名ニ付シ候在り、口名ニ付シ候在り、口名ニ付シ候在り、口名

一、西和堂

一、十月以降ノ縁者、口名ニ付シ候在り、口名ニ付シ候在り、口名

二、倉庫、口名ニ付シ候在り、口名ニ付シ候在り、口名ニ付シ候在り、口名

三、医道、口名ニ付シ候在り、口名ニ付シ候在り、口名ニ付シ候在り、口名

四、解任、口名ニ付シ候在り、口名ニ付シ候在り、口名ニ付シ候在り、口名

五、区、口名ニ付シ候在り、口名ニ付シ候在り、口名ニ付シ候在り、口名

解任

一、二十三、口名ニ付シ候在り、口名ニ付シ候在り、口名ニ付シ候在り、口名

二、口名ニ付シ候在り、口名ニ付シ候在り、口名ニ付シ候在り、口名

三、口名ニ付シ候在り、口名ニ付シ候在り、口名ニ付シ候在り、口名